

2019年3月11日

## フレックスタイム制における「コアタイムの廃止」について

株式会社広島銀行（頭取 部谷 俊雄）では、1990年9月から導入しているフレックスタイム制について、働き方改革の一環として、従事者がより柔軟に勤務することを可能とするため、コアタイムを廃止しますので、下記のとおりお知らせいたします。

地方銀行において、コアタイムを設けないフレックスタイム制の導入は、先進的な取り組みです。

### 記

#### 1. 目的

- ・従事者およびその家族の心身の健康保持・増進につなげるため、「労働者が生活と業務との調和（ワーク・ライフ・バランス）の充実を図りながら、効率的に働くこと（総労働時間の短縮）を可能とする」という、フレックスタイム制の目的を更に有効に機能させるものです。
- ・加えて、更なるダイバーシティ推進につなげるため、育児や介護を理由とした就業制限のある従事者がより働きやすくするものです。

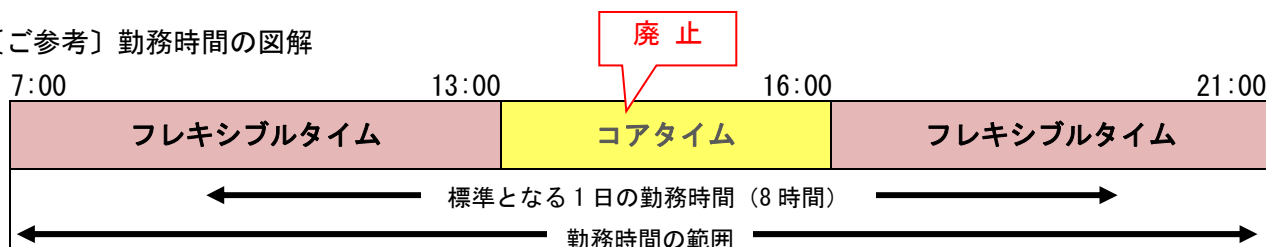
#### 2. 見直し後のフレックスタイム制の概要

対象業務	原則、本店部および営業店の全業務
対象者	事務職員、庶務職員、契約職員（個別に勤務時間を定める者を除く）
コアタイム※1	設けない
フレキシブルタイム※2	7:00～21:00

※1 労働者が必ず働かなければならない時間

※2 労働者が自らの選択により働くことができる時間

#### 〔ご参考〕勤務時間の図解



#### 3. 実施日

2019年4月1日（月）

#### 4. これまでの勤務制度の導入状況および総労働時間短縮に向けた主な取組み

時期	項目
1990年 9月	フレックスタイム制の導入（コアタイム「10：00～16：00」）
2007年 4月	フレックスタイム制におけるコアタイムの見直し（コアタイム「13：00～16：00」）
2007年 4月	半日単位での年次有給休暇取得制度の導入
2007年 4月	短時間勤務制度の導入
2011年 10月	企画業務型裁量労働制の導入
2016年 12月	パソコン自動ログオフの導入
2017年 4月	36協定特別条項申請時の上限時間の引き下げ
2017年 4月	従業員の「成果評価」「行動評価」へ「労働生産性向上への取組み状況」の追加
2017年 5月	勤務間インターバル制度の導入
2017年 9月	広島県働き方改革実践企業に認定
2017年 10月	働き方改革推進本部の設置

以上

本件に関するお問い合わせ先  
株式会社広島銀行 人事総務部  
TEL (082) 247-5151 (代表)